

①「指定訪問介護」利用料

令和3年 4月 1日

介護保険でホームヘルパーを利用すると、原則として負担割合証に応じた基本料金（料金表）の1割から3割が利用者の負担となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用の場合は全額自己負担となります。

【基本部分】

利用時間	20 分未満	2 0 分 ～30 分未満	3 0 分以上 ～1 時間未満	1 時間以上	1 時間から 30 分増すごとに
利用単位	167 単位	2 5 0 単位	3 9 6 単位	579 単位	84 単位
身体介護基本料 ＋ 特定事業所加算	1 8 3 7 円	2,750 円	4,356 円	6,366 円	基本料に 8 4 0 円加算した金額 の 10%増金額
利用者 1 割負担	184 円	275 円	436 円	637 円	
利用時間	20 分以上 4 5 分未満			4 5 分以上	
利用単位	183 単位			2 2 5 単位	
生活援助基本料 ＋ 特定事業所加算	2, 0 1 0 円			2 4 7 5 円	
利用者 1 割負担	201 円			2 4 8 円	

【身体介護に引き続き、生活援助を行う場合】

利用時間	20分以上	45分以上	70分以上
利用単位	67単位	134単位	201単位
基本料 ＋ 特定事業所加算	7,120円	7,850円	8,590円
利用者1割負担	712円	785円	859円

【通院等乗降介助の場合】

利用時間	30分未満
利用単位	99単位
基本料 ＋ 特定事業所加算	1,089円
利用者1割負担	109円
運賃	別紙参照

- *上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- *早朝（７時～８時）および夜間（１８時～２０時）の時間帯の基本料は、２５％増しとなります。
- *前記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間が基準となります。
- *やむを得ない事情で、かつ、利用者または家族の同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。

【加算について】

- *当事業所では介護福祉士などヘルパーの人材の質の確保が整っているために、特定事業所加算（基本料金の１０％）が基本料金に加わります。
また、介護職員処遇改善加算（所定単位数の１３．７％）、介護職員等特定処遇改善加算（所定単位数の６．３％）、小規模事業所加算（所定単位数の１０％）に該当するため、月の合計利用単位に加算となります。
（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、小規模事業所加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となっています）
- *初回加算（２００単位／月）、緊急時訪問加算（１００単位／回）、生活機能向上連携加算（１００単位／月）は該当する場合に加算となります。
- *令和３年９月３０日まで新型コロナウイルス感染症への対応として、（所定単位数の０．１％）利用単位数に加算になります。

②「介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業」

利用料

令和3年 4月1日

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	利用者負担 (1割)
訪問型サービスⅠ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・要支援2)	1, 176円
訪問型サービスⅡ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1・要支援2)	2, 349円
訪問型サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者 (要支援2)	3, 727円

*上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします

【加算について】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

- *介護職員処遇改善加算(所定単位数の13.7%)、小規模事業所加算(所定単位数の10%)、介護職員等特定処遇改善加算(所定単位数の6.3%)に該当する為、月の利用単位数に加算となります。(介護職員処遇改善加算、小規模事業所加算は支給限度額管理の対象外の算定項目となっています。)
- *初回加算(200単位/月)、生活機能向上連携加算(100単位/月)が該当する場合に加算となります。
- *令和3年9月30日まで新型コロナウイルス感染症への対応として、(所定単位数の0.1%)利用単位数に加算になります。

指定居宅介護（重度訪問介護）利用料

令和3年4月1日

【利用料について】

障害福祉サービスの自己負担（定率負担）は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

- * 利用料については、法改正等により変更になる場合は、これらの料金も自動的に改正されます。その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。
- * 早朝（6時～8時）及び夜間（18時～22時）帯は、所定単位の25%増しとなります。
- * 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

区分	世帯の収入状況	負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18,19歳を除く）	障害がある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18,19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

【加算について】

- * 特別地域加算（15%）、特定事業所加算（10%）が基本料金に加わります。又、処遇改善加算（居宅介護27.4%、重度訪問介護14.6%）、特定処遇改善加算（居宅介護7.0%）が該当する場合に加算となります。
- * 初回加算（200単位/月）、緊急時対応加算（月2回を限度に100単位/回）は該当する場合に加算となります。
- * 利用者負担上限額管理加算（月1回を限度に150単位/月）は該当する場合に加算となります。

【高額障害福祉サービス等給付費について】

- * 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて使用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。